

運輸安全マネジメントの 取り組みについて

（運輸安全報告書）

令和6年7月15日

北紋バス株式会社

代表取締役社長 神 良雄

1. 基本方針

- × 公共交通機関として、輸送の安全を第一に考え、「経営のトップ」が先頭に立ち、全ての従業員が安心・安全が最も重要であることを認識した上で取り組んで参ります。

2. 輸送の安全に関わる目標

- × 「お客様の安全」を最優先に考えると共に常に輸送の原点に立ち返り、安全確保に努める
- × 全従業員が、無事故・無違反に努める。
- × お客様サービスを充実させ安心・安全をお客様に提供することに努める。
- × 輸送の安全に関する情報について積極的に公表する。

3. 安全対策の実施要領

再認識

- 乗務員教育による安全確保の再認識
- 当社独自の「安全七則」の徹底
- 毎月月初に掲げる「安全重点項目」の徹底

教育

- 乗務員教育で事故事例や実際のドライブレコーダーの映像を使った教育
- 外部講師を招いた安全講習会の実施（紋別警察署等と連携）
- 車両装着されたドライブレコーダーのデータからの乗務指導の実施

輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 事故に関する統計

- ✕ 行政処分を受けた内容及び講じた措置等
 - + なし
- ✕ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - + 令和5年度 実績 0件
 - + 令和6年度 目標 0件
- ✕ 事故防止にかかわる目標
 - + 重大事故 令和6年度目標 0件 令和5年度実績 0件
 - + 人身事故 令和6年度目標 0件 令和5年度実績 0件
 - + (内、有責事故 令和6年度目標 0件 実績 0件)
 - + 物損事故 令和6年度目標 3件 令和5年度実績 6件 (50%削減)
 - + (内、有責事故 令和6年度目標 0件 実績 1件)

※年度については、4月1日から3月31日まで

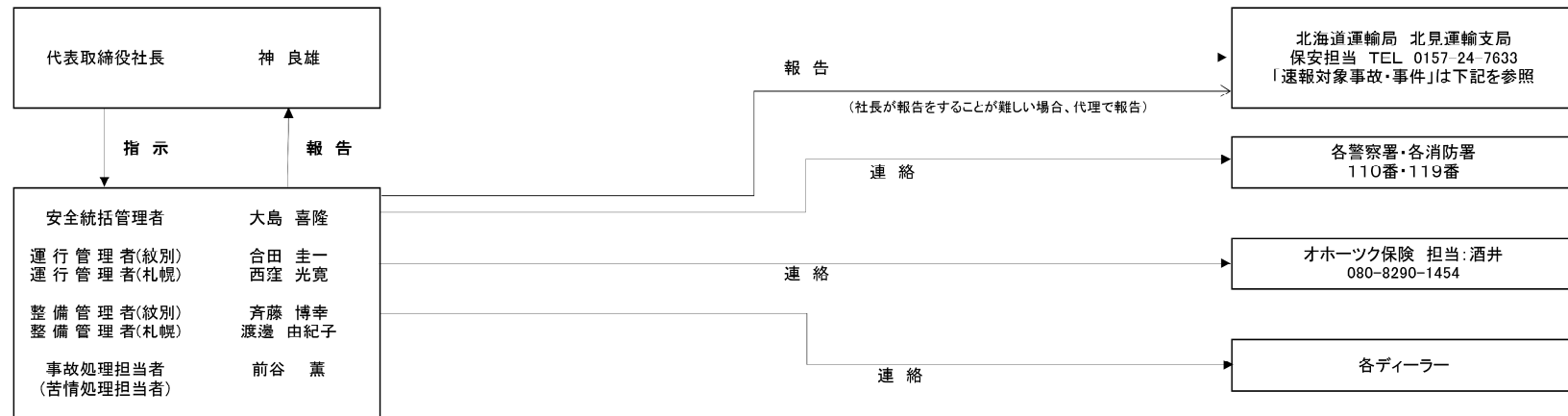
輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- ✖ 輸送の安全のために講じた措置（令和5年度）
 - ・ 確実な点呼の実施
 - ・ アルコール検知器を使用した検査
 - ・ ICチップの利用した運転免許証の所持・有効期限の確認
 - ・ 不正薬物の不定期検査の実施
 - ・ ドライブレコーダーの全車装備
 - ・ セーフティーラリーへの参加

- ✖ 輸送の安全のために講じようとする措置
 - ・ 昨年度実施した措置の継続を行い
また状況に応じて改善を行っていきます。

輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図



■ 下記「速報対象事故・事件」は発生後すみやかに
運輸支局へ連絡。支局へ連絡がつかない場合は運輸局へ連絡。

北海道運輸局 北見運輸支局
保安担当 TEL 0157-24-7633

「速報対象事故・事件」
(事故・事件の詳細は右記)

- ・特定重大事故
 - ・重大事故
 - ・特定重大事件
 - ・重大事件
 - ・消費者重大事故等
- ア 旅客自動車運送事業者の乗客に1名以上の死者又は重傷者を
生じた事故
- イ アに該当する事故を発生させるおそれがある事故
(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両
(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもので
あって、乗客が乗車中のもの)
- ・事件予告

■ 速報対象事故・事件の詳細

※ 特定重大事故

ア 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- i 乗客に1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客に5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
- イ その他社会的影響が特に大きいと認める事故
(例:事故に関し、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等)

※ 重大事故

ア 旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

- i 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
- iv 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
- v 転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故
- vi 油気帯び運転(一般乗用旅客自動車運送事業者においては、油気帯び運転を伴う事故)
- vii 自然災害に起因する可能性のある事故
- viii 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故(運行中止を含む)
- ix その他社会的影響が大きいと認める事故(例:事故に関し、報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき等)

※ 特定重大事件

自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に係るバスジャック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって社会的影響が特に大きいと認めるもの(例:報道等で大きく取り上げられた事件)

※ 重大事件

特定重大事件以外の次の事件

ア 一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- i 乗客、乗員に死者が出た事件
- ii 乗員による業務中の暴行事件
- iii その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって社会的影響が大きいと認めるもの(例:報道等で大きく取り上げられた事件)

輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

乗務員指導教育 令和6年度計画												
※新型コロナウイルスの影響を鑑み、会議や講習については感染対策を行った上で、柔軟な対応を行う												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事故防止等取組項目	○春の全国交通安全運動について ○R6.4からの法令改正について	○行楽シーズンでの交通事故防止月間		○夏の全国交通安全運動について	○行楽シーズンでの交通事故防止月間	○秋の全国交通安全運動について	○日没事故防止月間実施	○冬の全国交通安全運動について	○年末・年始輸送安全総点検について ○北紋バス安全運転宣言		○異常気象での事故防止月間	
主な教育内容	○役職者会議 ◎安全講習（全従業員） ○春の全国交通安全運動に伴うデイルイト運動	○役職者会議 ◎内部監査（前年度評価） ◎事故防止対策委員会	○役職者会議 ○健康診断（高齢運転者）	○役職者会議 ○夏の全国交通安全運動に伴うデイルイト運動	○役職者会議 ○運行管理者講習	○役職者会議 ○秋の全国交通安全運動に伴うデイルイト運動	○役職者会議 ◎事故防止対策委員会 ◎懇談会	○役職者会議 ○冬の全国交通安全運動に伴うデイルイト運動	○役職者会議 ◎安全講習（全従業員） ○健康診断（全従業員） ○紋別警察署交通課冬道での自動車の特性	○役職者会議 ○適性診断	○役職者会議 ◎冬道安全講習 サロマテストコース	○役職者会議 ○火災車両対策訓練 ○適性診断による個人面談
貸切バス教育	○事業用自動車を運転する場合の心構え ○事業用自動車の運行の安全を確保するための基本的事項（道路交通法を初めとする遵守すべき法令） ○事業用自動車の構造上の特性（車高・視野・死角・内輪差・制動距離等に関する事項（実車使用））							○乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 ○旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 ○営業区域における道路及び交通の状況 ○危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ○運転者の運転適性に応じた安全運転	○交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因およびこれらへの対処方法 ○健康管理の重要性 ○安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法（2月を除く）			
○ドライブレコーダーの記録を活用した安全運転の指導（運転者の運転特性に応じた安全運転及びヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有）												

輸送の安全に係る内部監査の結果並びに それに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和6年6月7日に令和5年度分の内部監査を実施いたしました。
監査内容については、基本方針にもあります輸送の安全を第一に考える方針に基づき、経営トップ、安全統括責任者に対する安全に関する確認、また運行管理責任者に対する安全に関する関係法令や規程などの遵守が適切に実施をされているか確認しました。その結果、安全に対する管理体制の有効性及び適合性において概ね適正であることを把握しました。

安全統括管理者について 安全管理規程について

- ・ 安全統括管理者は下記の者を選任しております

常務取締役 大島 喜隆

- ・ 安全管理規程について

別紙にて添付しておりますので、ご確認下さい。